

国民健康保険被保険者のみなさまへ

交通事故や傷害事件などにあったら・・・

交通事故や傷害事件など第三者（自分以外の人）が原因として治療を受けることになった場合でも、国民健康保険（国保）を使うことができます。

ただし、

- ・ 仕事上の病気やケガ
 - ・ 犯罪行為や故意の事故
 - ・ けんかや泥酔による病気やケガ
- などは、国保が使えないことがあります。



早めに届出を（国民健康保険法施行規則第32条の6に規定）

交通事故や傷害事件などで国保を使って治療を受けるときは、必ず「第三者行為による被害届」を健康保険係へ提出してください。「第三者行為による被害届」は担当窓口にあります。

【※注意】

交通事故等で国民健康保険によって診療を受けたにもかかわらず、届出や何の連絡もないような場合は、給付の制限など不利益な取り扱いを受けることがありますので、ご注意ください。

届出に必要なもの

- ・ 保険証
- ・ 印鑑
- ・ 事故証明書（後日でも可）



示談の前に必ずご相談を

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと、その取り決めが優先して、国保が立て替えた医療費を加害者に請求できないことがあります。

その場合、あなたに返還していただくことがありますので、まず健康保険係にご相談ください。

（健康保険係）